



# こいこいバス 年間8万9千人が利用

問い合わせ 大竹市地域公共交通活性化協議会(自治振興課内) ☎2142

平成25年度は年間8万9千人を超える方にご利用いただきました。これは、毎日240人以上の方が利用した計算になります。平成25年度下期および年間の運行状況は、次のとおりです。

## 利用者数

下期の6カ月間で約4万3千人の方にご利用いただきました。前年度下期と比べて4%増加しています。平日と土日祝日の1便あたりの利用者数は平日が7・64人、土・日曜日、祝日が6・13人、下期の平均は約7・2人になります。

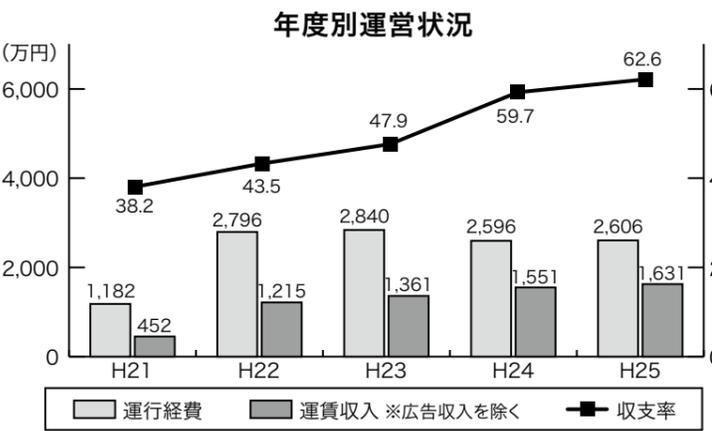
期別	平成24年上期	24年下期	25年上期	25年下期
平日	32,649	30,758	34,592	31,939
土日祝	10,244	10,947	11,481	11,577
半期計	42,893	41,705	46,073	43,516
平均(人/便)	7.02	6.87	7.55	7.17
年度計	84,598		89,589	
平均(人/便)	6.95		7.36	

## 運営状況

下期の運賃収入(現金・回数券・定期券)は約787万円で、前年度下期と比べて26万円増加しています。運行経費(委託料)に対する収入の割合(収支率)は60・4%となり、前年度下期と比べ1・8%改善しています。

## 平成24・25年度 運営状況

期別	平成24年上期	24年下期	25年上期	25年下期
運行経費	1,298万円	1,298万円	1,303万円	1,303万円
運賃収入	790万円	761万円	844万円	787万円
経常損益	508万円	537万円	458万円	516万円
収支率	60.9%	58.6%	64.8%	60.4%



平成25年度全体の運賃収入は1,631万円で、前年度と比べて80万円増加しています。また、収支率は62・6%となり、前年度と比べて2・9%改善しています。

利用者数も収支率も増加傾向にあり、順調に推移しています。引き続き、持続可能な公共交通とするため、利用促進やサービスの向上に努めていきますので、皆さまのご利用をお願いいたします。

## 子育てのアドバイス No.4

### こんなときどうしたらいいのかしら？

問い合わせ  
子育て支援センター ☎00021  
福祉課 ☎2148

#### 離乳食について

離乳食をどのように進めたらいいのでしょうか。

#### 【アドバイス】

決して早く始める必要はありません。母乳と併用して、  
○5〜6カ月：10倍がゆ  
○7〜8カ月：7倍がゆ  
○9〜11カ月：5倍がゆ  
○12カ月〜18カ月：軟飯  
というのが一例です。  
初めての食材に口を開けてくれないことも多いでしょう。おかゆに混ぜて、少しずつ試し、比較的好きな物を中心にゆつくり経験を重ねましょう。  
1歳くらいになると、家族が「おいしいね！」と食べてみせ、赤ちゃんがと苦手な食材を疎遠にしないことが大切だと思います。

#### 言葉について

言葉が遅いのが気になるんですが。

#### 【アドバイス】

1歳頃になり、指さしやまねつこを始めたら、それに応じてやりとりを重ね、共感してあげましょう。子どもは人とやりとりする楽しさ、心地よさを学んでいきます。そして子どもの言葉の獲得には、親のあたたかい言葉かけ「語らい」が重要です。少しテレビを消して親子で歌をうたったり、散歩したり、絵本を読み聞かせるなど一緒に楽しみながらコミュニケーションを楽しみましょう。

## 消費者シリーズ No.177

### 新聞の訪問販売トラブル

問い合わせ 市消費生活センター ☎3236

3日前に新聞の販売員が家に来た。強引な口調で勧誘され、仕方なく新聞購読を6カ月分契約したが、クーリング・オフできないだろうか。(20歳代 男性)

#### 【アドバイス】

消費生活相談窓口へ寄せられる新聞の訪問販売に関する相談は後を絶ちません。断つてもなかなか帰らないような強引な勧誘や、新聞の勧誘であること告げずに訪問して勧誘するケースもあります。訪問者が誰なのか確認してから対応しましょう。  
契約期間を決めて新聞の契約をした場合は、クーリング・オフや転居などの正当な理由がない限り、契約者が一方的に解約することはできません。購読契約書にサインする前に、契約書に記載された契約期間などをよく確認しましょう。  
「景品をあげるから」と長期の契約を勧められる場合もありますが、新聞の景品の提供は、景品表示法の告示で提供できる範囲が定められています。あまりに高額な景品の場合、解約のときにトラブルになることもあります。

訪問販売で新聞の契約をした場合は、購読契約書の控えを受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます。その期間が過ぎていても、販売店との話し合いがつかず、トラブルになったら消費生活相談窓口にご相談ください。(国民生活センター発行「見守り新鮮情報163号」より)

## 年金のはなし No.212

### こんなときは届け出を

問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎082-232-4171  
保険介護課 ☎2141

国民年金は20歳から60歳未満までの全ての人が加入することになっています。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種類が変わった際には、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。なお、届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。

こんなとき	どうする	届出先	手続きに必要なもの	注意事項
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の加入手続きをする	○第1号被保険者→市役所 ○第3号被保険者→配偶者の勤務先	印鑑	-
会社を退職したとき(60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをする	市役所	印鑑、年金手帳、離職票および資格喪失証明書(退職年月日がかかるもの)	退職された方が60歳で、被扶養配偶者が60歳未満の場合、手続きが必要
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせください	-
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをする	市役所	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書	-
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	○第1号被保険者→市役所または広島西年金事務所 ○第3号被保険者→配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの(免許証など)	市役所の受付の場合は3週間程度、広島西年金事務所は即日発行可能です
保険料を納めるのが困難なとき(制度が変わりました)	保険料免除の申請をする	市役所	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険受給資格者証や離職票	平成26年度からは、免除対象年度を2年さかのぼって申請が可能です

【年金の種類】  
第1号被保険者：自営業者、無職、学生など 第2号被保険者：サラリーマン、公務員など  
第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※印鑑は、スタンプ印でない認印